

平成 31 年第 3 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 25 日 (月)
午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	
	12 番	松尾 均	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	
	15 番	朝長 久夫	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	
	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人			
5. 欠席委員 (0 人)
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 12 号 農地中間管理事業利用配分計画 (案) に関する意見について
議案第 13 号 非農地通知の対象とすることの決定について
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主任主事：谷内美佳
8. 会議の概要

事務局 只今から平成 31 年西海市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 19 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指

名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、11番：岡委員、12番：松尾委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。説明に入ります。物件は西彼町下岳郷字赤水、の畑・計1筆・3,182㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人の希望により売買。許可後、直ちに売買し所有権移転を行うとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。四方竹を栽培すると聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅のすぐ隣に申請地があり徒歩で約1分以内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9番 譲り渡し人、譲り受け人の双方にお会いし現地も確認しました。譲り渡し人は、一人でぶどうを作っているんですがちょっと広すぎるといことです。双方は親戚関係であり、申請地のすぐ隣に譲り受け人の自宅があります。譲り受け人は造園業を営んでおり、購入したら園芸用の竹を植えたいとのことでした。双方とも了解済みなので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 　ただ今議案第9号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございましたか。
《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　「異議なし」と認めます。
よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」
の1番については、申請どおり許可することといたします。

議 長 　次に2番について説明をお願いします。

事務局 　2番を説明いたします。資料は8頁になります。説明に入ります。
物件は大瀬戸町多以良内郷字原、の畑・計1筆・184㎡の申請とな
っています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り
受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記
載のとおりで、譲り渡し人の理由：高齢のため耕作できない。譲り受
けの理由：自宅に隣接しており、耕作に便利のため。許可後、直ちに
売買し所有権移転を行うとなっています。権利種別は所有権移転「売
買」となっています。野菜畑として利用すると聞いております。農地
法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第
3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。
関係資料は9頁から13頁までで、9頁に位置図、10頁に付近状況
図、11頁に現況写真、12頁に字図を添付しています。黄色に塗ら
れているところが申請地です。13頁は航空写真で、赤枠で囲まれた
部分が申請地です。譲り受け人の自宅のすぐ隣に申請地があり徒歩
約1分以内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各
号には該当しないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。
事務局からの説明は以上です。

議 長 　それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

15番 　先日、地区担当推進委員と現地を確認しました。譲り渡し人は高齢
で耕作が出来ないとのこと。譲り受け人も高齢ですが、みかんも
作っておりまして、休日には息子さんが手伝いに来ているようです。
倉庫は農業用としてみかんの保管などに利用したいということです。
申請地は、譲り受け人の自宅に隣接しており、使い勝手もよく、適正

に管理してくれるものと思われます。以上です。

議 長 　　ただ今議案第 9 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めませす。
よって、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番についても、申請どおり許可することといたませす。

議 長 　　次に議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について事務局より説明を求めませす。

事務局 　　議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 番を説明いたさせす。資料は 14 頁になリませす。所在が西海町丹納郷字涼松の畑・計 1 筆・413㎡で利用状況は畑となリませす。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は専用住宅を建築するため。となリませす。権利種別は所有権移転「売買」となリませす。木造瓦葺き平屋建て、住宅・112.62㎡を建築する内容となリませす。

添付資料は、15 頁から 23 頁までで、15 頁に位置図、16 頁に付近状況図、17 頁に現況写真、18 頁に字図、19 頁に航空写真を添付してませす。20 頁に被害防除計画書、21 頁に配置計画図、22 頁に平面図、23 頁に立面図を添付してませす。20 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 0.3 m、最低 0 m、切土を行う最高 0.8 m、最低 0 m、被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、隣接する農地との周辺にはブロック塀をし、敷地内には排水設備を設置するので被害は発生ませせん。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼすおそれを生じさせないための措置・理由として、建物の高さを加減する 7.5 m 程度、被害防除措置の内容又は被害のおそれがない理由として、申請地は西側に道路に接しており、又北側の畑は申請地に対し 1 m 以上高い位置にありませす。建物の高さも 7.5 m 程度です。隣接する農地には日照・通風等何ら被害がありませせん。排水計画ですが、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となリませす。事業費は土地購入費、

土地造成費、建築工事費等で資金調達は全額借入金で、工期は31年5月中旬から10月末日を予定となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑（荒地を含む）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

4 番 先日、地区担当推進委員と現地を確認しました。譲り受け人は共同住宅にお住まいで、住宅を建設するために申請地を宅地として利用したいとのことで、話を進めているそうです。申請地は台形で、二面が市道に面しており、雨水・合併浄化槽処理水は、市道の側溝に流すとのことで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第10号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について事務局より説明を求めます。

事務局 2番を説明いたします。資料は24頁になります。所在が西彼町白崎郷字楠木平、の畑・計1筆・1, 955㎡で利用状況は「休耕」です。申請地の地番・使用貸し人・使用借り人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設を設置し九州電力へ売電するとなっています。権利種別は賃貸借「20年」となっています。太陽光パネル220枚を設置する内容となっています。

 添付資料は、25頁から33頁までで、25頁に位置図、26頁に付近状況図、27頁に現況写真、28頁に字図、29頁に航空写真を添付しています。30頁に被害防除計画書、31頁に配置図、32頁

に架台概要図、33頁にフェンス図を添付しています。30頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として、防護柵を設ける。高さ1,500mmの防護柵で周辺を囲む、盛土、切土を行わず、現状のまま利用するので周囲への被害は無い。整地は草取り程度しか行なわないため周囲への被害はない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減するため影響がない。傾斜角10度、高さ1.2m程度、申請地やその他の耕作地への侵入の妨げにならないよう隣接地の東側に通行用道路を確保する。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。雨水処理については流量計算を参考にし、申請地南側に側溝を整備し両端から道路側溝に排出する計画となっています。資金調達は全額自己資金、工期は2019年6月1日から7月31日を予定しております。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9 番 先日、現地を確認しました。使用貸人と家族は高齢であり、また会社経営をしており農業はできないとのことでした。畑が荒れないように草刈をしていた時に太陽光発電施設建設の話があったそうです。自宅から距離もあり、隣の家といってもだいぶ離れています。申請地は上も下も同じ所有者なので迷惑はかからないだろうとのことでした。どうかよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第10号の2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第 1 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の 3 4 頁をお願いします。議案第 1 1 号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.と.な.っ.て.い.ま.す.

3 5 頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約関係 4 筆、9, 9 1 6 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）1 6 筆、6 6, 2 6 4 m²が計上されています。3 6 頁は合意解約関係の内訳で 4 筆 9, 9 1 6 m²が計上されており、使用貸借から賃貸借へ再設定を行なうもの 4 筆が中間管理機構へ移行することとなっており、中間管理機構で取り扱うものになっています。3 7 頁は県公社借入分で 8 件・1 6 筆 6 6, 2 6 4 m²が計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。1 番・2 番、1 4 番の 3 筆は筆の一部を貸借するもので、3 8・3 9 頁に対象地の航空写真を添付しています。農業経営基盤強化法第 1 8 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 1 1 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 1 1 号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第 1 2 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 4 0 頁をお願いします。議案第 1 2 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める.と.な.っ.て.い.ま.

す。資料は41頁から48頁です。先ほど37頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地16筆に対して、県農業振興公社から「6者」に対し、賃貸借「5年」のもの5筆と「15年」のもの4筆と、「20年」のもの3筆、使用貸借「20年」のもの2筆、「28年4ヶ月」のもの2筆を配分する内容となっています。合計16筆分の配分の各筆明細となっています。1・2番は西海町の担い手の方へ3・4番は大瀬戸町の担い手の方へ、5から7番、8から10番は西海町の担い手の方へ、11から14番は佐世保市の担い手の方へ、15・16番は西海町の担い手の方へ配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。42頁から48頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 　　　　では補足説明をお願いします。

13番 　　　　借り手は黒口の方で、夫婦で繁殖牛をやっている専業農家です。長い期間やっておられて、経験も豊富で、何ら問題ないんじゃないかという推進委員の意見もありましたので、特に問題ないと思います。以上です。

7番 　　　　借り手は大瀬戸の方で、花屋さんをやっておられます。現在も榊柴とかを作って市場に出しているということです。今後は規模拡大して本格的にやりたいということで、年齢もまだ若く非常に意欲的にやっております。何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

14番 　　　　借り手の家に行ってきました。借り手の方は外出しておられて、お父さんと話をしてまいりました。お父さんは、農協の元普及員で退職されてから農薬会社に勤めているそうです。子供が帰ってきて就農したいということで、二反ほど借りたいということです。全部原口みかんを植えてやりたいということでした。どうぞよろしくをお願いします。

4番 　　　　借り手は丹納の方で、二人で農業をやっております。長男が長崎での仕事を11月に辞めて、農業の跡取りになりたいということです。貸し手の方も、もう農業は出来ないということでして、話がついています。借り手の長男は、帰ってきてから農業を専業ですということですので。一応問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

11番 　　　　借り手は佐世保市の方で、以前横瀬のほうにみかんを作りたいとい

うことで、この農業委員会にもお世話になったということでした。現在は、みかん以外に水稲 1.2 ヘクタール作っておられるということですので。航空写真にある対象地は、草刈がしてあって今年はカボチャを植えて、来年はみかんを植えたいということでした。それともう 1 件は近くの土地ですが、そこは既にみかんが作ってあって継続してやっていきたいということでした。以上です。

5 番 借り手の方と現地を確認してきました。去年も貸し手の方から借りてみかんを植えているんですけど、今年もその上の段を畑として拓いています。見に行った時は、ちょうど植えている時期でした。去年から就農して、頑張っておられますので特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 1 2 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「意義なし」と認めます。
よって、議案第 1 2 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 1 3 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料 4 9 頁をお願いします。議案第 1 3 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を説明いたします。今回は 1 5 筆・1 0, 6 1 4 m²について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は 5 件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件 1 番の 1 筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は 5 0 頁から 5 4 頁です。申請者は西海町横瀬郷にお住まいの方で、相続物件となります。

5 0 頁に位置図、5 1 頁に付近近況図、5 2 頁に対象地の現況写真、5 3 頁に字図、5 4 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料

で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、竹が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 2 番から 7 番の 6 筆は西海大瀬戸町瀬戸福島郷の物件で、資料は 5 5 頁から 6 4 頁です。申請者は岐阜県羽島市にお住まいの方で、大瀬戸町瀬戸福島郷にゆかりのある方となります。

5 5 頁に位置図、5 6 頁に付近近況図、5 7・5 8 頁に対象地の現況写真、5 9 頁から 6 1 頁に字図、6 2 頁から 6 4 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 8 番・9 番の 2 筆は西海町中浦南郷の物件で、資料は 6 5 頁から 6 9 頁です。申請者は西海町横瀬郷にお住まいの方です。

6 5 頁に位置図、6 6 頁に付近近況図、6 7 頁に対象地の現況写真、6 8 頁に字図、6 9 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 1 0 番から 1 2 番の 3 筆は西海町中浦南郷の物件で、資料は 7 0 頁から 7 4 頁です。申請者は西海町中浦南郷にお住まいの方です。

7 0 頁に位置図、7 1 頁に付近近況図、7 2 頁に対象地の現況写真、7 3 頁に字図、7 4 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 1 3 番から 1 5 番の 3 筆は西彼町下岳郷の物件で、資料は 7 5 頁から 8 1 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住まいの方となります。

7 5 頁に位置図、7 6 頁に付近近況図、7 7 頁に対象地の現況写真、7 8・7 9 頁に字図、8 0・8 1 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

8 番 対象地 1 番は道路と原野などに囲まれた現況山林です。農用地区域の区域外農地でございまして、非農地通知を出すのに何ら問題ないと判断しております。審議方、よろしくお願いします。

7 番 対象地の 2 番、ここは歩いて行くのは困難かなというようなところで、この周りも同じような荒地となっております。それから、3, 4, 5, 6 番ですが、斜面の急な所で耕作するには難しく、放置されている状況のところですか。それから、7 番についても墓地の一番上のほうで、非農地通知を出すのに問題ないと思っております。よろしくお願いします。

5 番 推進委員と一緒に対象地 8 番から 1 2 番を確認しました。周囲に耕作しているようなところはなく、木が生え茂っていました。岩とか木とかいっぱいでも農地になるようなところではありませんでした。非農地とするにしても何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

9 番 推進委員と一緒に対象地 1 3 番から 1 5 番を確認しました。木が生い茂っていてもう山林化しております。1 3, 1 4 番については現地に近づくことができず、見えるところから確認しました。別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 1 3 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 1 3 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の 1 番から 1 5 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で全ての審議は終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成31年4月25日(木) 午後2時30分から
場所 西海橋物産館「魚魚の宿」

これもちまして西海市農業委員会第3回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

平成31年3月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人